

I. はじめに

2022年3,4月号は、3月決算企業の期末決算に向けた留意事項を2回にわたって紹介します。2回目は時価算定基準を取り上げますが、時価の算定方法等はVol.50「時価の算定に関する会計基準」及びVol.77「投資信託の時価の算定等に関する取扱い」に掲載していますので、今回は関連する金融商品注記の変更点を中心に解説します。

また、この3月に金融庁が毎年実施する「有価証券報告書レビュー」の2022年度重点レビュー項目が公表されましたので、併せて紹介します。

II. 金融商品注記の変更点

(1) 主な変更点

従来から「1. 金融商品の状況に関する事項」と「2. 金融商品の時価等に関する事項」の注記が求められていますが、

後者が一部改正され、さらに「3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」が新設されます。具体的には次のとおりです。

- ① 現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについて、注記を省略できるようになりました。
- ② 2. (注1) の時価の算定方法の記載は不要になりました。これは、改正後は3. の注記において時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明が要求されるようになったためです。
- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に対して求められていた注記が、市場価格のない株式等に対してのみ求められるようになりました。改正後は、たとえば観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づいて時価を算定することとなり、時価算定の範囲が拡大されたためです。
- ④ 「3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」が新設されました。(詳細は次頁(2)参照)

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項
.....

2. 金融商品の時価等に関する事項
連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、**時価を把握することが極めて困難と認められるもの市場価格のない株式等**は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	XXX	XXX	XXX
(2) 受取手形及び売掛金	XXX	XXX	XXX
(3) 有価証券及び投資有価証券	XXX	XXX	XXX
(4)			

(注1) **金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項**
~~(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金~~
~~—これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。~~
(3) 有価証券及び投資有価証券
.....

(注2) **時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品市場価格のない株式等**

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	XXX

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
.....

(2) 時価のレベルごとの内訳注記

国際的な会計基準との整合性を図る目的で、IFRS 第 13 号「公正価値測定」の開示項目を基礎として、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記が新たに求められるようになりました。「時価をもって貸借対照表価額とする金融商品」（下表の「B/S 時価評価」）と「貸借対照表日における時価を注記する金融商品」（下表の「時価注記のみ」）ごとに、レベル 1 からレベル 3 の注記項目が異なります。レベルが上がるにつれて時価の客観性が低くなることから、より多くの注記が求められる点に留意してください。

注記項目	B/S時価評価			時価注記のみ		
	L1	L2	L3	L1	L2	L3
① レベルごとの時価の合計額	○	○	○	○	○	○
② 評価技法及びインプット		○	○		○	○
③ 評価技法又はその適用を変更した場合、その旨・理由		○	○		○	○
④ 重要な観察できないインプットに関する定量的情報			○			
⑤ 期首残高から期末残高への調整表			○			
⑥ 企業の評価プロセス			○			
⑦ ④を変化させた場合の時価に対する影響等			○			

L1：活発な市場における相場価格（上場株式など）

L2：L1以外の観察可能な価格（地方債、社債など）

L3：観察できない価格

上表④は、企業自身が観察できないインプットを推計していない場合、たとえば過去の取引価格や第三者から入手した価格を調整せずに使用しているときは記載を要しません。

一方で、⑤の調整表の作成にあたっては、当期の損益及びその他の包括利益に計上した額・科目、購入・売却・発行・決済の額、レベル 1,2 との間の振替額・振替理由などを区別して示すことが求められており、連結グループ全体での情報収集や収集した情報を整理・管理する体制の構築が必要となります。

⑥については、企業における評価の方針及び手続の決定方法や各期の時価の変動の分析方法などを記載します。

⑦は、④を変化させた場合に貸借対照表日における時価が著しく変動する場合に求められる注記ですが、同時に、④と他の観察できないインプットとの間に相関関係がある場合には、当該相関関係の内容及び当該相関関係を前提とする時価に対する影響が異なる可能性があるかどうかに関する説明も記載します。

なお、重要性が乏しいものは注記を省略することが認められていますが、注記の対象となる金融商品について、貸借対照

表日現在の残高のほか、時価の見積りの不確実性の大きさを勘案したうえで、当期純利益、総資産及び金融商品の残高等に照らして、注記の必要性を判断してください。

(3) 投資信託及び組合等への出資の取扱い

時価算定基準の 2021 年改正により、投資信託の時価算定や貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価注記の取扱いが定められました。当該規定は 2022 年 4 月 1 日から適用であり、早期適用しない場合には、改正基準適用後に必要となる注記を行わない旨及び貸借対照表計上額を注記します。これらの注記箇所は、投資信託が(2)の①、組合等への出資が「2. 金融商品の時価等に関する事項」と異なる点に留意ください。

(4) 適用初年度の取扱い

時価算定基準は、新たな会計方針を将来にわたって適用し、その変更の内容を注記することが原則的な取扱いとなります。一方で、例外的な取扱いを選択して遡及適用した場合には、変更内容のほか、経過的な取扱いに従って会計処理した旨、その概要、影響を受ける主な表示科目や 1 株当たり情報に対する影響額などを注記します。

一方で、比較情報（2021 年 3 月期）においては(2)の注記を要しません。さらに、当該基準を年度末から適用する場合には同⑤の調整表の作成・注記も省略することができます。

(5) 計算書類の取扱い

会計基準の改正に伴い会社計算規則も改正され、計算書類においても「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」（前掲(2)の開示）の規定が新設されました。ただし、有価証券報告書提出大会社以外の会社については本注記を省略することができます。

III. 有価証券報告書レビュー

金融庁は、有価証券報告書の記載内容の適切性を確保するため、毎年「有価証券報告書レビュー」を実施しています。レビュー対象に選定された企業は、各財務局から届いた調査票に回答しなければなりません。この3月に公表された2022年3月期の重点レビュー項目は、2回にわたって取り上げた「収益認識基準」と「時価算定基準」です。Seiwa Newsletterが役に立てばうれしいです。

また、金融庁の[ウェブサイト](#)には、実際に各企業に送付される調査票が掲載されています。中身は基準の要求事項が列挙されたものであり、かなり細かく感じるかもしれませんが、チェックリスト的に使用することもできるため、ぜひ有効に活用してください。

【時価のレベルごとの内訳等に関する事項の開示例】

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
其他有価証券	45,340	—	—	45,340
デリバティブ取引				
通貨関連	—	102,594	—	102,594
資産計	45,340	102,594	—	147,935

(2) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	7,395,257	—	7,395,257
負債計	—	7,395,257	—	7,395,257

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（ヒラキ㈱の第44期有価証券報告書より抜粋）

ご質問等は下記までお願いいたします

メール：research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト：http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/